

蒲郡市在日外国人高齢者福祉手当支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在日外国人高齢者に対して外国人高齢者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより在日外国人高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人高齢者とは、日本国籍を有しない者で、大正15年（西暦1926年）4月1日以前に出生した満70歳以上のものをいう。ただし、帰化した者にあつては、帰化した以後に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳への記録をされている者を含む。
- (2) 公的年金等とは、児童扶養手当法（昭和36年法律、第238号）第3条第2項に規定する公的年金たる給付又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第4条の8に規定する年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。

(受給資格者)

第3条 この要綱により手当を受給できる者（以下「受給資格者」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する外国人高齢者とする。

- (1) 市内に居住していること
 - (2) 昭和57年1月1日前から引き続き出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項の規定による登録を1年以上している者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該受給資格者としなない。
- (1) 公的年金等を受給しているとき。
 - (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第1種社会福祉事業の施設（母子生活支援施設及び通所施設を除く。）に入所しているとき。
 - (3) 監獄、労役場その他これに準ずる施設に拘禁されているとき。

- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。
 - (5) 蒲郡市在日外国人障害者福祉手当支給要綱に基づく手当を受給しているとき。
- （認定）

第4条 受給資格者は、手当を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならない。

（認定の申請等）

第5条 前条の規定により受給資格の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。蒲郡市在日外国人高齢者福祉手当受給資格認定申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 所得証明書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、市長は、添付書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を省略させることができる。

3 第1項の申請があったときは、市長は、受給資格の有無について審査し、その結果を蒲郡市在日外国人高齢者福祉手当受給資格認定（却下）通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（手当の額）

第6条 手当の額は、月額10,000円とする。

（支給期間及び支払月）

第7条 手当の支給は、受給資格者の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が第5条の規定による申請をした日の属する月の翌月から始め、第11条の規定による手当の受給資格を喪失した日、又は死亡した日の属する月で終わる。

2 手当は、毎年度7月、11月及び翌年の3月の3期に、それぞれの月までの分を支払う。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、支給すべき事由が消滅したときは、支払い月を繰り上げて支払うことができる。

（支給の停止等）

第8条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当しているときは、手当の全部又は一部を支給停止するものとする。

- (1) 正当な理由がなくて、必要な書類の提出を怠ったとき。

(2) 偽りその他の不正な手段により、手当の支給を受けたとき。

2 前項で定めるもののほか、市長は、受給者、受給者の配偶者及び受給者の扶養義務者のそれぞれの前年の所得が次条で定める額を超えるときは、その年の8月分から翌年の7月まで手当の支給を停止する。

(所得の基準)

第9条 前条第2項の規定で定める額は、その年の8月1日における次に掲げる者の前年の所得が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、国民年金法の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）の規定により、なおその効力を有するとされた同法による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金の支給停止に関する規定により、その給付金額が支給停止を受けることとなる額とする。

(1) 受給者

(2) 受給者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(3) 民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める受給者の扶養義務者で主として当該受給者の生計を維持する者

(支給停止に関する通知等)

第10条 市長は、第8条の規定により手当の支給の停止するときは、蒲郡市在日外国人高齢者福祉手当支給停止通知書（第3号様式）を当該受給者に通知するものとする。

2 市長は、手当の支給を停止する理由が消滅したと認めたときは、蒲郡市在日外国人高齢者福祉手当支給停止解除通知書（第4号様式）を当該受給者に通知するものとする。

(受給資格の喪失等)

第11条 受給者が、第3条第1項に掲げる要件を欠くに至ったときは、当該至った日に受給資格を喪失する。

2 受給者は、前項の規定により受給資格喪失に至ったときは、蒲郡市在日外国人高齢者福祉手当受給資格喪失届（第5号様式。以下「喪失届」という。）を提出しなければならない。

3 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条に規定する死亡の届出を行わなければならない者が、その死亡の日から14日以内に喪失届を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前2項の規定により喪失届の提出を受け、これを確認したときは、蒲郡市在日外国人高齢者福祉手当受給資格喪失通知書（第6号様式）によりその旨を当該受給者（前項の場合にあっては、同項に定める者）に通知するものとする。

（未支給手当の支給）

第12条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき手当で、まだその者に支給しなかった手当（以下「未支給手当」という。）があるときは、国民年金法第19条第1項、第4項及び第5項の規定により、当該未支給手当を支給するものとする。

2 前項の規定により未支給手当を受給しようとする者は、蒲郡市在日外国人高齢者福祉手当未支給請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

3 前項の場合において、未支給手当を受けべき同順位の遺族が2人以上あるとき、これらの者は代表者を選任し、その旨を記載した書類を添付しなければならない。

（変更の届出）

第13条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、蒲郡市在日外国人高齢者福祉手当受給資格変更届（第8号様式）を当該各号のいずれかに該当することとなった日から14日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 住所又は氏名（日本名を含む）を変更したとき。

(2) 支払希望金融機関等を変更したとき。

（譲渡等の禁止）

第14条 受給者は、手当の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（手当の返還）

第15条 市長は、受給者又は受給者であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、蒲郡市在日外国人高齢者福祉手当返還請求書（第9号様式）により、既に支給した手当の全部又は一部の返還を請求することができる。

(1) 手当の支給後に、第11条による受給権の消滅の事由が明らかになったとき。

(2) 偽りその他の不正な手段により手当を受給したとき。

（書類の備付け）

第16条 市長は、次に掲げる書類を作成し、常に整理しておくものとする。

(1) 蒲郡市在日外国人高齢者福祉手当受給資格認定処理簿（第10号様式）

(2) 蒲郡市在日外国人高齢者福祉手当受給者台帳（第11号様式）

附 則

（施行日）

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第3条の規定による受給資格者に該当する者が、平成7年6月30日までに第5条第1項の規定による認定の申請を行い、受給者となったときは、第7条第1項の規定にかかわらずその者に対する手当は、平成7年4月分から支給するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。